平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会　　社　　名　株式会社栃木銀行
代　　表　　者　取締役頭取 菊池 康雄
（コード番号 8550 東証第一部）
問　合　せ　先　取締役経営企画部長　黒本　淳之介
（TEL. 028－633－1241）

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、役員退職慰労金制度を廃止し、当行の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについての承認を求める議案を、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当行第 109 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストック・オプションの導入について

当行は、経営改革の一環として、役員報酬体系の見直しを行い、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 109 期定時株主総会終結の時をもって、年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

なお、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対し、当該株主総会終結までの在任期間を対象に、従来の当行所定の基準に従い、役員退職慰労金を打切り支給することとし、当該取締役および監査役の退任時に支払う予定です。取締役および監査役に対する役員退職慰労金の打切り支給の議案については、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 109 期定時株主総会に付議いたします。

また、かかる役員報酬体系見直しの一環として、当行の業績、企業価値の向上および株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高めるため、取締役を対象に、中長期インセンティブ報酬として新たに株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入することとしました。

Ⅱ．株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

1. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1 円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、当行は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当行に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

2. 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る当行定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

3.　新株予約権の内容

(1)　新株予約権の目的である株式の種類および数

当行普通株式 200,000 株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

なお、当行が株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　株式分割（または株式併合）の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、付与株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

(3)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

(4)　新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として 10 日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。その他の権利行使の条件については、当行取締役会において決定するものとする。

(5)　譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

(6)　新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当行取締役会において定める。

以　上